

『水俣病裁判』動き出す

「訴訟救助」を決定 熊本地裁

第一回弁論は10月15日

熊本地裁民事三部(斎藤次郎部長)は十一日、水俣病訴訟で原告の患者側から申し立てのあった訴訟救助を決定すると同時に被告のチツソ酢(本社・大阪市北区茶屋町、江頭豊社長)に対して訴状(副本)を送達した。チツソに対しては九月十五日までに答弁書を出すよう催告状を送達するとともに、両者に第一回口頭弁論期日を十月十五日午前十時としたむねの呼び出し状も送達した。

訴訟救助については、申請のあった原告百十一人(一人は申請せず)のうち三人を除く百八人分の貼用印紙代三百五十三万四千四百九十九円を認め、資料が完備していない三人と申請のなかった一人については印紙をはるよう印紙貼用命令を出した。

一方チツソ側ではまだ訴訟代理人を正式に決定していないが、熊本、福岡、東京在住の弁護士十人内外で弁護団を編成するもようで、熊本からはチツソ水俣工場の顧問弁護士塚本安平氏をはじめ藤原一男、楠本昇三の三弁護士が委任される見込み。

六月十四日の提訴から約一カ月で裁判が実働に移ったわけだが、これまで約一カ月もなかったのは原告側の訴訟救助の正式申請が遅れ、七月五日になったのがおもな原因。

なお原告側の水俣病弁護団の総会は十一日午後六時から熊本市二本木町の都旅館で開かれ、訴訟救助の決定や第一回口頭弁論の日取りについて報告があり、訴訟予算

審つて専門的な立場から意見の交換をはかる」と青年法律家協会に呼びかけて実現の運びになった。

同集会には熊本、新潟、四日市、など十五都市から弁護士、医師、学者ら約八十人が参加し、公害防止運動に対する法律家の役割の減

【訴訟救助とは】民事訴訟法第二八条で認められているもので、訴訟費用を支払う資力のない人が救助を申し立てれば、裁判所は勝訴の見込みがある場合に限り、訴訟費用を立て替えることができることと定めている。訴訟費用には印紙代のほか郵便料、実地検証費用、証人の日当などがあるが、今回は貼用印紙代を認めた。貼用印紙代は請求する賠償額によって違うが一万円までは百円、水俣病の場合は六億四千万円という巨額にのぼるため、貼用印紙代だけで三百二十一万円になった。

富山で全国公害研究会

15都市から80人が参加

【富山】水俣病やイタイイタイ病など公害追放運動を進めている青年弁護士と自然科学者による初の「全国公害研究会」が、二十六、二十七の両日、富山市で開かれることになった。

これは地元イタイイタイ病訴訟弁護団が「公害裁判に取り組んでいる各地区の法律家が問題を持ち

判上の理論的、技術的諸問題の公啓立法、公害行政の問題等などについて討議し、今後の公害裁判などに役立てることにしている。